

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>本事業は各根拠法に基づく法定受託事務が多くを占めている。産業廃棄物の適正処理に向けて排出事業者・処理業者に対する指導をおこない、各種許可申請や届出等について適正に審査したうえで必要に応じて助言、命令及び処分等を行っている。そのため事業内容については法改正が無い限り大きく変更されることはないと思われるが、近年は事業者のコンプライアンス意識の向上、環境関連の法規制強化により指導・監視等の必要性が高まっている。</p>
見直し・改善内容	<p>事務の効率化を図り、各種申請等の事務に対し審査・指導内容の基準を明確にしていくよう努める。事業者に対する指導を適正に行うため、許可事業者に対する立入検査や作業現場のパトロール等の現場確認業務を強化していくよう努める。</p>